日バス協技第384号 令和2年11月24日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会 会 長 三 澤 憲 一

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の 基準について」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 標記について、国土交通省自動車局長から別添のとおり通知がありましたので、 貴協会の傘下会員事業者に対し周知徹底をお願い申し上げます。

> 担当:技術安全部(田中・横山) 電話:03-3216-4015



国自安第123号の2 国自旅第285号の2 国自整第210号の2 令和2年11月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の 基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



(別添)

国自安第123号 国自旅第285号 国自整第210号 令和2年11月18日

各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」 の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

	新			IB			
	違反行為		基準日車等		違反行為	基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違 反	適用条項	事項	初違反	再違 反
道路運送法(以下「運送法」と いう。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)②イ	 及び5. (1)③による 	道路運送法(以下「運送法」と いう。)第4条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)②イ	 及び5. (1)③による 
運送法第9条の2第1項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	60日車	120日車	運送法第9条の2第1項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	60日車	120日車
運送法第9条の2第2項(第9 条第6項準用)	運賃料金の変更命令違反	通達本文5. (1)④イ	による	運送法第9条の2第2項(第9 条第6項準用)	運賃料金の変更命令違反	通達本文5. (1)④イ	による
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	60日車	120日車	運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	60日車	120日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車	運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の <mark>公示</mark> 義務違反	警告	10日車	運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の <mark>掲示</mark> 義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更 <u>公示</u> 義務違反	警告	10日車	運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更 <mark>掲示</mark> 義務違反	警告	10日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と 営業所の距離又は車庫の収容能力不足 ②営業所、車庫の区域内新設、移設等	40日車	80日車 40日車	運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と 営業所の距離又は車庫の収容能カ不足 ②営業所、車庫の区域内新設、移設等	40日車	80日車 40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数	10日車	20日車	運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称	警告	10日車	運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称	警告	10日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第15日車等を適用する。	I 項、第3項又は第4項の基準 I	運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第15 日車等を適用する。	I 項、第3項又は第4項の基準 I
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	通達本文5. (1)④口	I による I	運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	通達本文5. (1)④口	I による I
運送法第20条	営業区域外旅客運送	60日車	120日車	運送法第20条	営業区域外旅客運送	60日車	120日車
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車	運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車	運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車	運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	通達本文5. (1)④ハ	による 	運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	通達本文5. (1)④ハ	による 
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車	運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出達反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車	運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	通達本文5. (1)④二	」 による I	運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	通達本文5. (1)④二	」 による I
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」とい	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足	20日車	40日車	運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」とい	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足	20日車	40日車
う。)第47条の9第1項	2 運行管理者選任なし	通達本文4. (1)②口	及び5. (1)③による 	う。)第47条の9第1項	2 運行管理者選任なし	通達本文4. (1)②口	及び5. (1)③による 
運送法第23条第2項	3 他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任	20日車	40日車	運送法第23条第2項	3 他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任	20日車	40日車
	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車		統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
				運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	20日車	40日車

	新		ΙΒ				
適用条項	<u>違 反 行 為</u> 事 項	初違反	基準日車等 再 違 反	適用条項	<u>違 反 行 為</u>   事 項	初違反	基準日車等 再 違 反
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反	111_11		運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反		
	1 選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車		1 選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車
	2 虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車		2 虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車	運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車	運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車	運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 違反			運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 違反		
運輸規則第2条第2項		警告	10日車	運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車	運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車	運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 60日車	10日車 10日車 120日車	運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 60日車	10日車 10日車 120日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の <mark>公示</mark> 義務違反	警告	10日車	運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の <mark>掲示</mark> 義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条の2第1項	運送引受書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項の不備	60日車 警告	120日車 10日車	運輸規則第7条の2第1項	運送引受書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項の不備	60日車 警告	120日車 10日車
運輸規則第7条の2第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車	運輸規則第7条の2第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車
運輸規則第7条の2第3項	申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存 義務違反	20日車	40日車	運輸規則第7条の2第3項	申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存 義務違反	20日車	40日車
運輸規則第10条	領収書の発行義務違反	勧告	警告	運輸規則第10条	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車	運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車	運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延の掲示義務違反	勧告	警告	運輸規則第16条	遅延の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車	運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車	運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合②全ての車両が未締結又は不適合	10日車20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反()設定不適切(2未設定2乗務時間等告示の遵守違反()各事項の未遵守計5件以下(2各事項の未遵守計6件以上15件以下	警告 10日車 警告 20日車	10日車 20日車 10日車 40日車	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定 に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗 務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第16 75号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下	警告 10日車 警告 20日車	10日車 20日車 10日車 40日車
	③各事項の未遵守計16件以上(注)	40日車	80日車		③各事項の未遵守計16件以上(注)	40日車	80日車

	新		# 14 0 = 44		III		# 7# = # 75
適用条項	<u>違 反 行 為</u> 事 項	初違反	基準日車等 再 違 反	適用条項	_ <u>達 反 行 為</u> 	初違反	基準日車等 再違反
	(注) (注)				(注)		
	通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。				通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義 務違反			運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義 務違反		
	①未整備	30日車	60日車		①未整備	30日車	60日車
	②管理、保守不適切	警告	10日車		②管理、保守不適切	警告	10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反			運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違		
	1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車		1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
	(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保 施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。	・ F義務については、ホー	テルを利用するなど睡眠に適した		(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。	守義務については、ホ	テルを利用するなど睡眠に適した
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	運輸規則第21条第4項	酒酔い酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②二に該当するものを除く。				(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4. (1)②二に該当するものを除く。		
運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反 ①未配置5件以下 ②未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車	運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反 ①未配置5件以下 ②未配置6件以上	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車	運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	40日車	80日車	運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	40日車	80日車
運輸規則第24条 第1項、第2項、第3項	点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反)	40日車 20日車 警告	80日車 40日車 10日車	運輸規則第24条 第1項、第2項、第3項	点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反)	40日車 20日車 警告	80日車 40日車 10日車
	(注1) ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 通達本文4. (1)②木に該当するものを除く。 (注3) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得ない場合を除く。)した点呼 ・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 (注4) ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼				(注1) ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準(注2) 通達本文4.(1)②木に該当するものを除く。 (注3) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼・運行管理者、補助者の自己による点呼・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得な・乗務の解始前に点呼を行わず、乗務の解始後に行った・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った(注4) ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない	い場合を除く。)した点 点呼	
運輸規則第24条第4項		60日車	120日車	運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) <u>備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない</u>	<u>、場合をいう。</u>			(注) <u>備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていな</u>	<u>い場合をいう。</u>	
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車		アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)   20日車   40日車 (注) (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。				(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に	無の確認を行った場合	☆に適用する。
I	I	I	1	<b>1</b> 3	I	I	1

	違 反 行 為		基準日車等		_違		基準日車等
適 用 条 項	事項	初違反	再 違 反	適用条項	事項	初違反	再 違 反
重輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反			運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	40日車	80日車		1 記録なし又は記録の保存なし	40日車	80日車
l	2 記載事項の不備	警告	10日車		2 記載事項の不備	警告	10日車
l	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車		3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	3 記録の収さん・个夫記載	60日単	120日単		3 記録の以さん・个美記載	60日里	120日単
744 19 9145 4 45	= == += += += += ==			100 to 10			
	乗務等の記録義務違反			運輸規則第25条第1項、	乗務等の記録義務違反		
第2項、	1 記録なし又は記録の保存なし	30日車	60日車	第2項、	1 記録なし又は記録の保存なし	30日車	60日車
第4項	2 記録事項の不備	警告	10日車	第4項	2 記録事項の不備	警告	10日車
*****	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	オマス	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	3 記録の取さん・个夫記戦	00日単	120日里		3 記録の以さん・个夫記載	00日単	1200年
重輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反			運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	30日車	60日車		1 記録なし又は記録の保存なし	30日車	60日車
	2 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車		2 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	2 記録の以うの・小夫記載	00日年	120日半		2 記録の以さん・不夫記載	0004	120日単
P#A+BRIDT COST DO	本共の司科学を次に			字标相则你 00亿 00	本.4.0.57.61 关7.4.C		
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反			運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反		
	1 記録なし又は記録の保存なし	20日車	40日車		1 記録なし又は記録の保存なし	20日車	40日車
l	2 記録事項の不備	警告	10日車		2 記録事項の不備	警告	10日車
l		[ -	I	1			
軍輸規則第28条	経路の調査等の義務違反	警告	10日車	運輸規則第28条	経路の調査等の義務違反	警告	10日車
E 制	社町の調直寺の我伤廷区	三口	100年	建翈况则第20米	社団の副国守の我務選以	三百	「ロ中
21+A+0 01/66	177 (F. 16 - 16 - 17 ) 1 (F. 16 - 16 - 16 )			VEX.44 Figure		1	
≗輌規則第28条の2第1項	運行指示書の作成等義務違反		1	運輸規則第28条の2第1項	運行指示書の作成等義務違反	İ	
l		30日車	60日車		1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反	30日車	60日車
	2 記載事項等の不備	警告	10日車		2 記載事項等の不備	警告	10日車
l	4 元米デスサッパ・畑		' CH #		2 叫来デスサッパ 川		'VH#
T+A+101/07 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	マイドニ きゅり ナギ なき ロ	L	000=	)TtA-H-01/75		 	000=
里輌規則第28条の2第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車	連輌規則第28条の2第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車
l			1			İ	
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車	運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
						1	1
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反	20日車	40日車	運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反	20日車	40日車
土物が別为り本先「供	口准い足私日可以送江示工達以	200¥	**************************************	圧刑が別ありの木先1月	ロ准い足料日寺の送江示止遅以	200平	<sup>+0</sup>   *
T+A+R 01/05 0 = 2				\P;\$A+BBI\00000000000000000000000000000000000	<b>3.35日 / </b>	1	
軍輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反			運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反		
	1 作成				1 作成		
	①一部作成なし	10日車	20日車		①一部作成なし	10日車	20日車
	②全て作成なし	20日車	40日車			20日車	40日車
l					②全て作成なし		
l	2 記載事項等の不備	警告	10日車	1	2 記載事項等の不備	警告	10日車
l				1		İ	
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車	運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
							·
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し			運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し		
生制成別为00不为1次				连制成别为00米为1次			
	て行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第				て行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第		
	1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)				1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)		
	による運転者に対する指導監督義務違反				による運転者に対する指導監督義務違反		
l	1 「2」「3」「4」以外の違反(注1)	*** (1	1		1 「2」「3」以外の違反(注1)	*** 4	1
l	①一部不適切(実施2/3以上)	警告	10日車		①一部不適切(実施2/3以上)	警告	10日車
l		20日車	40日車		②一部不適切(実施1/2以上2/3未満)	20日車	40日車
l	③大部分不適切(実施1/2未満)	40日車	80日車		③大部分不適切(実施1/2未満)	40日車	80日車
l	システカゴ 辿り(天心 1/2不何/	400#	50 H #		システンプ 辿り(天旭1/2不凋)	40日半	O F #
l	0. 数海里和叶儿,因为比淡野和苦欢为一个45、		1000=	1	○ 金海でまれた。LI-1なり上ができるサッカー()~~)	CO T =	1000 =
l	2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)	60日車	120日車		2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)	60日車	120日車
l	3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)	別紙1			3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)	別紙1	
l	に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等	1			に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等	I	
l	に係るもの(注3)				に係るもの(注3)	1	
	• • · · · · · · · · · · · · · · ·					İ	
l	4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所に	別紙2		<del> </del>	4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所に	別紙2	
l		カリ和44				カリボルと	
	よる違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに				よる違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに	İ	
	運転することができない状態にする行為(以下「放置				運転することができない状態にする行為(以下「放置	İ	
l	駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の	1			駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(20	I	
	違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用	1			違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬	I	
		1				I	
	<u>運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過</u>	1			物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)	I	
l	労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道	1			に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等	I	
l	路交通法通知等に係るもの(注3)			1	に係るもの(注3)	İ	
ŀ	(注1)				(注1)		
		P+4-4-10				5 休 4 2 2	
l	運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の写		101+7		運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の		
l	飲酒運転防止に係る指導監督義務違反は、①②③とは別	別途個別に処分するも	ものとする。		飲酒運転防止に係る指導監督義務違反は、①②③とは死	引途個別に処分する	らものとする。
	(注2)				(注2)		
	アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、	指道監督義務を里た	していないと判断する。		アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、	指道監督差務を里:	たしていないと判断する
l	アルコール快和器の不適切な使用が確認されたとさば、:  (注3)	四号皿目我仿で禾に	していないです1四19 句。		アルコール検知器の不適切な使用が確認されたとさば、(注3)	10年亜日我仿で末/	こしていていて丁四リケ 〇。
l						1 4 7	
	通達本文3. (3)の規定により、別途個別に処分するもの	とする。		ĺ	通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するもの	)とする。_	

新					III			
適用条項	<u>違反行為</u>	加造口	基準日車等	適用条項	<u>違反行為</u>	初違反	基準日車等	
週 用 条 埧	事 現  運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存	初違反	再 違 反	週 用 宋 垻	事 現  運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存	<u> </u>	再違 反	
	選集報告に対する指導及び無言に帰る記録のFixi、保存 義務違反 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車		注	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車	
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切(実施1/2以上) ②大部分不適切(実施1/2未満) 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上 (注)	20日車 40日車 20日車 40日車	40日車 80日車 40日車 80日車	運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切(実施1/2以上) ②大部分不適切(実施1/2未満) 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上 (注)	20日車 40日車 20日車 40日車	40日車 80日車 40日車 80日車	
	運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の国	ミ施状況			運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の	実施状況	I	
運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車	
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告	運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧 <del>告</del>	警告	
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車	運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車	
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車	運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車	
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車	運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車	
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告	運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告	
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告	運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告	
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告	運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告	
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下 「車両法」という。)第40条 から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両			運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下 「車両法」という。)第40条 から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両			
7 93,40% & ((3)41%)	1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良 になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの		20日車×違反車両数 40日車×違反車両数	7 937 0 7 8 6 ( 3) 7 7 7	1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの		20日車×違反車両数 40日車×違反車両数	
	3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の 特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数		3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上		3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上		3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数	
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数	(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数	
	2 12月点検整備の未実施(注2)(注3)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数		2 12月点検整備の未実施(注2)(注3)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1)	通達本文4. (1)②ト	及び5. (1)③による		3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 (注1)	通達本文4.(1)②ト	I 及び5. (1)③による	
	12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間 を含める。	が初回2年の自動車(	にあっては、初回の12月点検整備 		12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間 を含める。	]が初回2年の自動車(	こあっては、初回の12月点検整備	

	新	Ī	甘淮口市笠		旧 第二年	ī	甘淮口市笠
適用条項	<u>違 反 行 為</u> I 事 項	初違反	基準日車等 再 違 反	適用条項	<u>違 反 行 為</u>   事 項	初違反	基準日車等 再 違 反
.=	(注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあって! (注3) 3 に該当する場合を除く。			·= · · · · · ·	(注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあって (注3) 3 に該当する場合を除く。		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等  1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1につき1枚の記録等) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 60日車 警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1 につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 60日車 警告	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	通達本文4. (1)②チ	及び5. (1)③による	(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	通達本文4. (1)②ラ	- - - - 及び5. (1)③による
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 60日車	10日車 120日車	(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 60日車	10日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車	(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車	運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違 反	第25条、第26条、	第20条、第21条、第24条 第26条の2、第28条、 条、第38条、第43条第2項 する。	運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違 反	第25条、第26条、	 第20条、第21条、第24条 第26条の2、第28条、 条、第38条、第43条第2項 する。
改正前の 運輸規則第47条の8第1項	乗合運送の許可を受けた者の義務違反 1 乗車券の発行及び記載事項違反 2 運賃の払戻し義務違反 3 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反 4 運送中断の際の取扱い義務違反 5 早発の禁止違反 6 事故に関する掲示義務違反 7 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 (1)作成	勧勧勧勧 告告告告告告告告告 告告	警告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告	改正前の 運輸規則第47条の8第1項	乗合運送の許可を受けた者の義務違反 1 乗車券の発行及び記載事項違反 2 運賃の私戻し義務違反 3 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反 4 運送中断の際の取扱い義務違反 5 早発の禁止違反 6 事故に関する掲示義務違反 7 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 (1)作成	勧告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告告	製 a 製 a 製 a 製 a 製 a 製 a 製 a 製 a 製 a 製 a
	①一部作成なし ②全て作成なし (2) 営業所への備付け (3) 記載事項の不備 (4) 運転者への指導 ①一部不適切 ②大部分不適切 8 運行表の作成、運転者の携行義務違反 (1)作成	警告 10日車 警告 警告 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 10日車 10日車 20日車		①一部作成なし ②全で作成なし (2)営業所への備付け (3)記載事項の不備 (4)運転者への指導 ①一部不適切 ②大部分不適切 8 運行表の作成、運転者の携行義務違反 (1)作成	警告 10日車 警告 警告 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 10日車 20日車
	①一部作成なし ②全て作成なし ②全で作成なし (2)連行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし (3)記載事項の不備 9 禁煙表示の掲示義務違反 10 停留所の名称の掲示義務違反	警告 10日車 警告 20日車 警告 勧告	10日車 20日車 10日車 40日車 10日車 警告 警告		①一部作成なし ②全て作成なし ②全て作成なし (2)連行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし (3)記載事項の不備 9 禁煙表示の掲示義務違反 10 停留所の名称の掲示義務違反	警告 10日車 警告 20日車 警告 勧告 勧告	10日車 20日車 10日車 40日車 10日車 警告 警告

新				III.			
適 用 条 項	<u>違                                    </u>	初違反	基準日車等 再 違 反	適 用 条 項	<u>違                                    </u>	加油口	基準日車等
型 用 末 項 運輸規則第47条の9第3項	事	20日車	40日車 40日車	週 用 米 頃 運輸規則第47条の9第3項	Ŧ Ķ	初違反	再違反 40日車
		2044				2044	
■ 運輸規則第48条の2第1項 ■	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切	警告	10日車	連輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切	警告	10日車
	②未制定	20日車	40日車		②未制定	20日車	40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者 の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車		死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者 の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	10日車	20日車		運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第68条	運行管理補助者の選任解任届出達反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車	運輸規則第68条	運行管理補助者の選任解任届出達反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 60日車	10日車 120日車
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車	運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	通達本文5. (1)④ホ	I による I	運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	通達本文5. (1)④ホ	I による I
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車	運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
┃ ┃ 運輸規則第47条の7第1項	輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反			運輸規則第47条の7第1項	  輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反		
	1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	210000000000000000000000000000000000000	1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バス の運行形態に該当する運行(注1) 3 最低質金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額よ り低い賃金の支払い(注2)	40日車	80日車×違反車両数 80日車	運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バス の運行形態に該当する運行(注1) 3 最低質金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額よ り低い賃金の支払い(注2)	40日車	80日車×違反車両数 80日車
	①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 その他	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車		①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 その他	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
	(注1)	百日	100#		(注1)	百日	100#
	「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」。 「従前の会員制高速バス」の定義等について」(平成24年 観観産第305号)における「従前の高速ツアーバス」及び「 (注2)	10月31日付け、国自安	第96号、国自旅第318号、		「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」 「従前の会員制高速バス」の定義等について」(平成24年 観観産第305号)における「従前の高速ツアーバス」及び「 (注2)	10月31日付け、国自安	第96号、国自旅第318号、
	「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」と (両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額		[又は特定(産業別)最低賃金額		「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」と (両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額		マは特定(産業別)最低賃金額 -
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車	運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	通達本文5. (1)④へ	  による 	運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	通達本文5. (1)④へ	 - こよる 
運送法第31条	事業の改善命令違反	通達本文5. (1)④ト	! による 	運送法第31条	事業の改善命令違反	通達本文5. (1)④ト	による 
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4. (1)②リ	I 及び5. (1)③による I	運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4. (1)②リ	及び5. (1)③による I
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4. (1)②ヌ	I 及び5. (1)③による I	運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4. (1)②ヌ	及び5. (1)③による I
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車	運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車	運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
1	I	I	I	1	I	I	ı <b>I</b>

新				18			
× H & T	<u>違                                    </u>	初違反	基準日車等 再 違 反	適用条項	<u>違 反 行 為                                 </u>	初違反	基準日車等 再 違 反
適用条項 運送法第38条第1項	事	<u> </u>	円 遅 反	週 用 采 頃 運送法第38条第1項	サ 現  事業の休廃止届出	<u> </u>	井 遅 及
是还从第00次第1次	1 未届出 2 虚偽届	警告 60日車	10日車 120日車	庄应应第00 <b>次</b> 第1次	1 未届出 2 虚偽届	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の <mark>公示</mark> 義務違反	警告	10日車	運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の <mark>掲示</mark> 義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5. (1)②に	よる	運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5. (1)②に	こよる I
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5. (1)②に	よる	運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5. (1)②に	! こよる !
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車	運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)②イ	及び5. (1)③による	運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4. (1)②イ	I 及び5. (1)③による I
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等に ついて拒んだ場合	60日車	120日車	運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等に ついて拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業の ための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業の ための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車
運送法第43条の15第9項	負担金等納付命令違反	60日車	通達本文5. (1)⑦による	運送法第43条の15第9項	負担金等納付命令違反	60日車	通達本文5. (1)⑦による
運送法第84条第1項	運送命令違反	通達本文5. (1)④チ	による	運送法第84条第1項	運送命令違反	通達本文5. (1)④チ	I による I
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 条件又は期限違反(注)	20日車	40日車	運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 条件又は期限違反(注)	20日車	40日車
	(注) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用	保険の未加入を除く。			(注) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用	保険の未加入を除く。	
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	通達本文4. (1)②ル	及び5. (1)③による	運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	通達本文4. (1)②ル	人及び5. (1)③による
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反			道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
第2号号 第34号号 第55号 第67号	運輸開始の届出 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 死亡届出 休止事業の再開の届出 命令を実施した届出 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告 告告 告告 告告 告告 告告 告告 告告	警告 医白色 医白色 医白色 医白色 医白色 医白色 医白色 医白色 医白色 医白色	第2号 第34号 第55号 第67号	運輸開始の届出 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 死亡届出 休止事業の再開の届出 命令を実施した届出 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧勧勧勧勧勧勧勧勧勧	警 · 整 · 整 · 整 · 整 · 整 · 整 · 整 · 整 · 整 ·

新		IB		
違 反 行 為	基準日車等	違 反 行 為	基準日車等	
適 用 条 項 事 項	初違反 再違反	適 用 条 項 事 項	初違反 再違反	

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

別紙1

#### 最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

### 1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

#### 2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該 違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

### 3. 行政処分等の量定

加洛克		再違反	ž
彻廷区	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

#### 4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあっては、1つの最高速度違反を1.5 件として計算するものとする。

- (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合 (ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置 車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合 (ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置 車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)
- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

#### 1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

#### 2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該 違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

### 3. 行政処分等の量定

# A C		再違反						
初違反	2回目	3回目	4回目以上					
警告	10日車	20日車	40日車					

### 4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、 2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあっては、1つの最高速度違反を1.5件として計算するものとする。

- (ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合 (ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置 車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)
- (イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合 (ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置 車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)
- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者 の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第 220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

新		IB		
違 反 行 為	基準日車等	違 反 行 為	基準日車等	
適 用 条 項 事 項	初違反 再違反	適 用 条 項 事 項	初違反 再違反	

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為 に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(<u>救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、</u> 妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員 会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為

に係る行政処分等の取扱いについて

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知
- 3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

- 4. 行政処分等の基準の適用
  - ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

- ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者 の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第 220号、国自整第164号) I 1. (3)の 規定を準用する。

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(<u>過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使</u>用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

別紙2

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知
- 3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

- 4. 行政処分等の基準の適用
  - ① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

- ② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。
- ③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。
- ④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。
- ⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の 規定を準用する。

新	IΞ
国自安第 1 5 7 号 国自旅第 2 2 7 号 国自整第 2 2 0 号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日	国自安第 1 5 7 号 国自旅第 2 2 7 号 国自整第 2 2 0 号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日
各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖縄総合事務局長 殿	各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖縄総合事務局長 殿
自動車局長	自動車局長
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。	今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。
1. 通則 (1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。	1. 通則 (1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の 停止処分(以下「自動車等の使用停止処分」という。)、事業の停止処分及び 許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政 また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政

処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- (2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
- (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
  - ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
  - ② 法第33条第1項又は第2項の違反
  - ③ 法第94条第1項の規定による報告の未実施若しくは虚偽の報告又は第4項の規定による検査の拒否若しくは虚偽の陳述
- (4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議
  - ② 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取
  - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ご との行政処分等の量定(以下「基準日車等」という。)に基づき行うものとす る。
- (6) 基準日車等の適用に当たり累違反については、次により取り扱うものとする。 ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とす
  - ♪ 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とす - る。
  - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7)違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5 第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍((5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、

処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- (2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。
- (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
  - ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
  - ② 法第33条第1項又は第2項の違反
  - ③ 法第94条第1項の規定による報告の未実施若しくは虚偽の報告又は第4項の規定による検査の拒否若しくは虚偽の陳述
- (4)この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議
  - ② 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取
  - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5)事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定(以下「基準日車等」という。)に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等の適用に当たり累違反については、次により取り扱うものとする。
  - ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
  - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7)違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍((5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、

警告である場合は10日車)とする。

- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
- ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)の基準による基準日車等の2分の1((5)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があったときは、基準日車等が50日車を超える違反については10日車、50日車以下の違反については警告とする。
- (9) 地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この通達(別表を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(4)ただし書、4.(4)、5.(1)ただし書又は5.(2)の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- (10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局(運輸監理部及び運輸事務所を含む。以下同じ。)又は地方運輸局に呼び出して法令遵守の徹底を図るよう改めて指導する。
- (11) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((12)及び(13)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
  - ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業 用自動車(一般貸切旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係 るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業 所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合 を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の 移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
  - ② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げ

警告である場合は10日車)とする。

- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
- ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)の基準による基準日車等の2分の1((5)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。)があったときは、基準日車等が50日車を超える違反については10日車、50日車以下の違反については警告とする。
- (9) 地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この通達(別表を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(4)ただし書、4.(4)、5.(1)ただし書又は5.(2)の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- (10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局(運輸監理部及び運輸事務所を含む。以下同じ。)又は地方運輸局に呼び出して法令遵守の徹底を図るよう改めて指導する。
- (11) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。) に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((12)及び(13)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。) の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
  - ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般貸切旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
  - ② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げ

る営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の運輸支 局が管轄する区域(以下「支局区域」という。)に所在する営業所のうち 廃止営業所に最寄りのもの
- ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)
- ハ 廃止営業所に最寄りの営業所 (イ又は口に該当する営業所がない場合に 限る。)
- (12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所(以下単に「事務所」という。)に係るものにあっては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
  - ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの(①に該当する営業所がない場合に限る。)
  - ③ 当該事務所に最寄りの営業所(①又は②に該当する営業所がない場合に限る。)
- (13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に 違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所 を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所 を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものとし て取り扱うものとする。
- (14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者 に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の 法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。
- (15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(3)②において同じ。)により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

る営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の運輸支 局が管轄する区域(以下「支局区域」という。)に所在する営業所のうち 廃止営業所に最寄りのもの
- ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)
- ハ 廃止営業所に最寄りの営業所(イ又は口に該当する営業所がない場合に 限る。)
- (12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所(以下単に「事務所」という。)に係るものにあっては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
  - ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
  - ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの(①に該当する営業所がない場合に限る。)
  - ③ 当該事務所に最寄りの営業所(①又は②に該当する営業所がない場合に限る。)
- (13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に 違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所 を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所 を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものとし て取り扱うものとする。
- (14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者 に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の 法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。
- (15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(3)②において同じ。)により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11)② の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分等(3.(6)の規定により警告とする場合を含む。)を行う事業者には、1.(5)から(9)までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.(1) ②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1) のほか、4.(1) ②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1) ②口に該当したことに伴って4.(1) ②ホに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3)(1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
  - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
  - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
  - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
  - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、<u>救護義務違反、酒酔い運転、薬物等</u> 使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及 び無保険運行がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4) ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11)② の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

## 2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分等(3.(6)の規定により警告とする場合を含む。)を行う事業者には、1.(5)から(9)までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計(以下「処分日車数」という。)が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.(1) ②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1) のほか、4.(1) ②各号に掲げる違反ごとに30 点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1) ②口に該当したことに伴って4.(1) ②ホに該当する場合の違反点数は、合わせて30 点とする。
- (3)(1)及び(2)により事業者に付された違反点数(以下単に「違反点数」という。)は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4)違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
  - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
  - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
  - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
  - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、<u>過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違</u>がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4) ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併

後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

## 3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1. (11) から (15) までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4. (1) ①、5. (1) 又は5. (2) の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5) から(9) までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3)(2)の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(<u>重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。</u>)に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。
- (4) 処分日車数における使用を停止する車両数(以下「使用停止車両数」という。) 及び使用を停止する期間(以下「停止期間」という。)は次のとおりとする。 ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移 動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、 当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

使用停止車両数は、違反営業所に所属する事業用自動車数(監査時点又は処分時点のもののうちいずれか多い方とする。)に 0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた整数値とする。なお、これにかかわらず、当該整数値が処分時点の事業用自動車数と同数、又は上回った場合は、処分時点の事業用自動車数から1両を減じた数とし、当該整数値が処分日車数と同数、又は上回った場合は、処分日車数と同一とするとともに、違反営業所に所属する事業用自動車数が処

後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7)事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

## 3. 自動車等の使用停止処分

- (1)自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(11)から (15)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①、5.(1)又は5.(2)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5) から(9) までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3)(2)の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(<u>重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。</u>)に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。
- (4) 処分日車数における使用を停止する車両数(以下「使用停止車両数」という。) 及び使用を停止する期間(以下「停止期間」という。)は次のとおりとする。 ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移 動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、 当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

使用停止車両数は、違反営業所に所属する事業用自動車数(監査時点又は処分時点のもののうちいずれか多い方とする。)に 0.8 を乗じ、小数点以下を切り捨てた整数値とする。なお、これにかかわらず、当該整数値が処分時点の事業用自動車数と同数、又は上回った場合は、処分時点の事業用自動車数から1両を減じた数とし、当該整数値が処分日車数と同数、又は上回った場合は、処分日車数と同一とするとともに、違反営業所に所属する事業用自動車数が処

分時点において1両である場合は、1両とする。

停止期間は、処分日車数を前段の使用停止車両数で除し、小数点以下を切り 捨てた整数値の日数とする。なお、切り捨てがある場合、停止期間を1日追加 するとともに、追加日(当該停止期間の翌日をいう。)における使用停止車両 数は、前段の使用停止車両数と当該整数値を乗じ、これを処分日車数から減じ た数とする。

ただし、上記により算出された停止期間が6月を超える場合は、処分時点の 事業用自動車数を限度に使用停止車両数を追加する。

- (5)(1)、(7)又は(9)の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。
- (6)(2)の合算の結果、処分日車数が50日車以下となる場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、警告を行うものとする。ただし、4.に該当し、事業の停止処分となる場合及び5.(1)に該当し、許可の取消処分となる場合並びに1.(8)ただし書きを適用する場合を除く。
- (7)「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)。以下「貸切の監査方針」という。)に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
  - イ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし) の場合
  - ロ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
  - ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規 定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していな い場合

分時点において1両である場合は、1両とする。

停止期間は、処分日車数を前段の使用停止車両数で除し、小数点以下を切り捨てた整数値の日数とする。なお、切り捨てがある場合、停止期間を1日追加するとともに、追加日(当該停止期間の翌日をいう。)における使用停止車両数は、前段の使用停止車両数と当該整数値を乗じ、これを処分日車数から減じた数とする。

ただし、上記により算出された停止期間が6月を超える場合は、処分時点の 事業用自動車数を限度に使用停止車両数を追加する。

- (5)(1)、(7)又は(9)の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。
- (6)(2)の合算の結果、処分日車数が50日車以下となる場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、警告を行うものとする。ただし、4.に該当し、事業の停止処分となる場合及び5.(1)に該当し、許可の取消処分となる場合並びに1.(8)ただし書きを適用する場合を除く。
- (7)「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)。以下「貸切の監査方針」という。)に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
  - イ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし) の場合
  - ロ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
  - ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規 定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していな い場合

- 二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道 路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する整備 管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、営業所に配置している全て の事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く 実施していない場合
- (8)(7)による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2)による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。
- (9)貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反(所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。)を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
- (10)(9)による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2)による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。
- (11) (9) による自動車の使用停止処分は、街頭監査を実施する地方運輸局又は 運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても行うことができ る。

# 4. 事業の停止処分

(1)事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合(5.(1)又は5.(2)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合
- ② 次のいずれかに該当する場合(5.(1)③に該当する場合を除く。)
  - イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けず に他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合
  - ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし) の場合
  - ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反

- 二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道 路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する整備 管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、営業所に配置している全て の事業用自動車にについて同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全 く実施していない場合
- (8)(7)による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2)による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。
- (9)貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反(所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。)を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
- (10)(9)による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2)による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。
- (11) (9) による自動車の使用停止処分は、街頭監査を実施する地方運輸局又は 運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても行うことができ る。

# 4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合(5.(1)又は5.(2)に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合
- ② 次のいずれかに該当する場合(5.(1)③に該当する場合を除く。)
  - イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けず に他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合
  - ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし) の場合
  - ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反

- して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合
- 二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
- ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
- へ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の 規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施して いない場合
- ト 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、 営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48 条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- チ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、 道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任な し)の場合
- リ 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合 ヌ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合
- ル 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 は質問に対して虚偽の陳述を行った場合
- ③ 貸切の監査方針2.(4)①に規定する指摘事項確認監査(以下「指摘事項確認監査」という。)において、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- (2)(1)①の場合の事業の停止期間は、3.(2)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。なお、3.(8)の規定は、事業の停止期間の算出について準用する。
- (3)(1)②の場合の事業の停止期間は、(1)②各号に掲げる違反ごとに30 日間とする。ただし、(1)②口に該当したことに伴って(1)②ホに該当す

- して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合
- 二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
- ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
- へ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の 規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施して いない場合
- ト 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、 営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48 条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- チ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、 道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任な し)の場合
- リ 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合 ヌ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場
- ル 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又 は質問に対して虚偽の陳述を行った場合
- ③ 貸切の監査方針2.(4)①に規定する指摘事項確認監査(以下「指摘事項確認監査」という。)において、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- (2)(1)①の場合の事業の停止期間は、3.(2)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。なお、3.(8)の規定は、事業の停止期間の算出について準用する。
- (3)(1)②の場合の事業の停止期間は、(1)②各号に掲げる違反ごとに30 日間とする。ただし、(1)②口に該当したことに伴って(1)②ホに該当す

る場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

- (4) (1) の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転 を行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するも のとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を 行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、<u>救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転</u>を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (8)次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道

る場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。

- (4)(1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2) の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加する ものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転 を行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6)次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するも のとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を 行った場合
  - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、<u>酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反</u>を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (8)次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道

府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (9)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、<u>救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、</u> <u>妨害運転又は酒気帯び運転</u>を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通 法通知等があった場合
  - ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (10) 3. (5) の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。
- (11) (1) ③の場合の事業の停止期間は、3日間とし、行政処分等(許可の取消処分を除く。)の際に付加するものとする。

## 5. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合((2) に該当する場合を除く。) に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。
  - ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合
  - ② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又 は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登 録番号標の領置の命令に違反した場合
  - ③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反(この場合、4(1)②ルに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1)②ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)
  - ④ 次に掲げる命令に従わなかった場合
    - イ 法第9条の2第2項に規定する運賃又は料金の変更の命令
    - ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令
    - ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
    - ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
    - ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保

府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

- ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (9)次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)又は(7)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
  - ① 事業用自動車の運転者が、<u>酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反</u>を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
  - ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (10) 3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。
- (11) (1) ③の場合の事業の停止期間は、3日間とし、行政処分等(許可の取消処分を除く。)の際に付加するものとする。

## 5. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合((2) に該当する場合を除く。) に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。
  - ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合
  - ② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
  - ③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反(この場合、4(1)②ルに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(4.(1)②ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)
  - ④ 次に掲げる命令に従わなかった場合
    - イ 法第9条の2第2項に規定する運賃又は料金の変更の命令
    - ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令
    - ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
    - ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
    - ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保

の命令

- へ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- ト 法第31条に規定する事業改善の命令
- チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
- ⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合
- ⑥ 指摘事項確認監査において、是正措置が講じられていないことを確認し、このため事業の改善状況の報告を命じるとともに、貸切の監査方針3. ⑱に基づき実施する監査において、なお、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- ⑦ 法第43条の15第9項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず 行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を 受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (2) 次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。 当該事業者に勤務する運転者が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推

当該事業者に勤務する連転者が、事業用目動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であって、当該事業者に悪質な法令違反があると認められる場合

- (3)次のいずれかに該当する場合の(1)③の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。
  - ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
  - ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

## 附則

- 1. この通達は、平成28年12月1日から施行する。
- 2. この通達の施行の目前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合

の命令

- へ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- ト 法第31条に規定する事業改善の命令
- チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
- ⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。)に該当することとなった場合
- ⑥ 指摘事項確認監査において、是正措置が講じられていないことを確認し、このため事業の改善状況の報告を命じるとともに、貸切の監査方針3. ⑱に基づき実施する監査において、なお、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- ⑦ 法第43条の15第9項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず 行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を 受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (2) 次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。 当該事業者に勤務する運転者が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした
- (3)次のいずれかに該当する場合の(1)③の行政処分歴の取扱いについては、 次によるものとする。

場合であって、当該事業者に悪質な法令違反があると認められる場合

- ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
- ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人(これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。)が受けたものとして取り扱うものとする。

### 附則

- 1. この通達は、平成28年12月1日から施行する。
- 2. この通達の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合

旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等 の基準について」(平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第2 18号、国自整第162号)に定める基準により行政処分等を行うものとする。

- 3. この诵達の施行の目前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一 般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基 づき付された違反点数は、この通達により付されたものとして取り扱うものと する。
- 第290号)
  - この通達は、平成29年1月16日から施行する。
- |附 則 (平成29年3月14日 国自安第243号、国自旅第371号、国自整│附 則 (平成29年3月14日 国自安第243号、国自旅第371号、国自整 第351号)
  - この通達は、平成29年3月21日から施行する。
- 附 則(令和2年11月18日 国自安第123号、国自旅第285号、国自整第210号)
  - 1. この通達は、令和2年11月27日から施行する。
  - 2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定に より行政処分等を行うものとする。

旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等 の基準について」(平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第2 18号、国自整第162号)に定める基準により行政処分等を行うものとする。

- 3. この通達の施行の目前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一 般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基 づき付された違反点数は、この通達により付されたものとして取り扱うものと する。
- |附 則 (平成29年1月13日 国自安第193号、国自旅第324号、国自整 | 附 則 (平成29年1月13日 国自安第193号、国自旅第324号、国自整 | 第290号)
  - この通達は、平成29年1月16日から施行する。
  - 第351号)
    - この通達は、平成29年3月21日から施行する。